

石垣空港発着路線の航空運賃低減を求める意見書

石垣島は、中国や台湾との国境に位置する離島であります。その地理的要因から、石垣空港発着路線は、沖縄本島や本土との唯一の交通手段として、また本市の生活路線として必要不可欠な命綱ともいえる存在である。

交通手段として割高な航空運賃の空路しか持たない八重山郡民は、鉄道や高速道路の無料化等の恩恵を受けている地域住民と違い、小中高生の各種大会への派遣や大学進学等に関する教育費、高度医療を必要とする患者の通院費等、日常生活においても長年大きな費用負担を強いられており、また割高な航空運賃は、観光を基幹産業と位置づける本市の経済全体にも大きな影響を与えている。

更に、現行の航空機燃料税は、1キロリットルあたり国管理の那覇空港発着便の1万3千円に対し、沖縄県管理の石垣空港発着便は1万9千円であり、その格差はあまりにも大きなものとなっている。また距離では、那覇－東京間は約1600km、石垣－那覇間は約400kmとなり、単純に計算しても那覇－石垣間の航空運賃は那覇－東京間の4分の1の航空運賃が妥当であり、石垣－那覇間の航空運賃はかなりの割高といわざるを得ない。

よって、国及び沖縄県においては、本市のおかれた地理的要因、経済的特殊事情を十分に勘案していただき、これまで実施してきた空港着陸料、航空機燃料税及び航空援助施設使用料等の減免支援制度を強化し、特に航空機燃料税を沖縄発本土便と同様またはそれ以下に設定するなど、離島住民の生活安定のため、更には八重山圏域全体の経済振興発展のため、石垣空港発着路線の航空運賃の低減が図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年10月20日

沖縄県石垣市議会

あて先

内閣総理大臣 国土交通大臣 内閣官房長官 沖縄及び北方対策担当大臣
沖縄県知事